

1 審議会の結論

滋賀県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が、異議申立人に対し「平成10年度県立 高等学校入学者選抜に係る の答案用紙」（以下「本件個人情報」という。）を不開示としたことは、妥当である。

2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

(1) 開示請求

異議申立人は、平成10年3月24日付けで滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件個人情報の開示を請求した。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、本件個人情報は条例第13条第3号および第8号に該当するものとして、条例第14条第1項の規定に基づき、不開示の決定を行い、その旨を平成10年4月7日付け滋 高第144号で異議申立人に通知した。

(3) 異議申立て

異議申立人は、不開示決定を不服として平成10年6月4日、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

(4) 諮問

実施機関は、平成10年6月15日付け滋教委学第1239号で、条例第22条第1項の規定に基づき、当審議会に諮問した。

3 異議申立ての内容（異議申立人の主張要旨）

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件個人情報を開示しないこととした処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立書、意見書および口頭意見による異議申立人の主張の要旨は、次のとおり

である。

ア 平成10年度県立 高校入試における成績の開示を受けたが、「ワープロで打ち出したような本人一行だけのもの」で、信用性に欠け、自己採点と大きな差があり、納得がいかないのに、答案用紙の開示により明確にしてほしい。

イ 県立 高等学校が、中学校の進路担当の先生を対象とした事前説明会において説明したとおり、 科専願者と、 科の希望者で 科が不合格となり 科回しとなった者、とを同じ基準で実際に正しく評価をしたのか確認する基礎資料となる個人成績を自分の目で確かめたい。

ウ 公の試験であり、本人が取った点は、本人が知る権利がある。点数に疑問があるときは、答案用紙を開き誰もが納得いくよう説明する義務がある。採点基準や採点者の評価さらにはその判断がやましいものでなければ公開しておかしくない。

エ 現状のような入試方式で、なにも示さずベールに包まれたやり方では、関係者以外のチェック機能がないだけに、関係者だけの諸悪の温床となる可能性も大で、入試制度は、市民が理解できるよう説明し、信頼されるようなシステムでなければならず、オープンにしていくことが本来の公明正大が保てる。

4 実施機関の説明要旨

不開示理由説明書および口頭説明による実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 条例第13条第3号の該当性について

ア 答案用紙は、採点基準に基づいて、一定の評価もしくは判断を通して判定した資料であり、これを開示することは、採点基準を知らせることになり、それを知り得た特定の受験者が受験準備を行う可能性を生じ、今後の入学者選抜の公平・公正な実施に著しい支障をきたすおそれがある。

イ 答案用紙を開示した結果、受検者の自己採点より得点が低い場合、その理由を説明しても受検者や保護者の納得が得られなかったり、採点基準や採点者の評価や判断に対して疑義をもち、訂正を求めることとなる等無用の混乱を生じさせるおそれがある。また、このことが、今後の入学者選抜における学力検査に対して採点者が公正かつ客観的な評価または判断を下すことを阻害し、採点事務の適正な執行が著しく困難になる。

(2) 条例第13条第8号の該当性について

ア 答案用紙を開示することは、学力検査の成績のみを細部に亘って点検するものとなり、入学者選抜が学力検査の成績に大きな比重を置いているような誤解を県民に与えるおそれが生じる。個人調査報告書、学力検査実施教科等の成績を資料として高等学校教育を受けるに足る者を総合的に選抜するという入学者選抜の実施目的の趣旨に反することとなり、今後の入学者選抜に対し、受検生や保護者に無用の憶測が生じ、混乱するおそれがある。

イ 入学者の選抜結果は、学力検査の得点に相当の差があっても、その得点の高低と一致しないが、入学許可予定者に選抜されなかった場合、学力検査の成績だけで選抜したものでないことの納得が得られない場合があり、無用の混乱を生じさせるおそれがある。

ウ 採点基準の細部は、各高等学校長が各々の学校の特色に応じて決定しており、同じ解答であっても学校によって採点基準が異なり、得点が微妙に異なる。答案用紙が開示されれば、他校の受検生のものと比較することができ、受検生や保護者に無用の憶測や不公平感を生み混乱を生じさせるおそれがある。

エ 答案用紙の開示により、各高等学校間の差異が単に採点基準のみで判断されるなどの弊害が生じ、偏差値偏重の教育の改善を進めてきた教育行政の方向と逆行し、中学校教育を歪めるおそれがある。

5 審議会の判断

(1) 審議会の判断理由

当審議会は、諮問案件について後述(2)のとおり審議を経て検討した結果、次のように判断する。

ア 基本的な考え方について

条例は、個人の権利利益を保護することを目的に、第1条および第11条で何人にも実施機関が保有する自己に関する個人情報についての開示を求める権利を保障するとともに、第13条で実施機関が開示しないことのできる個人情報を制限的に列挙している。請求のあった個人情報の全部または一部について不開示の決定をする場合は、原則として当該情報が第13条各号のいずれに該当するかどうかのいかんによって判断される。

イ 条例第13条第3号の該当性について

条例第13条第3号は、個人の評価、診断、判定、選考、指導等の事務の適正な執行を確保するための規定であり、これらの事務の性格に着目して、これらの事務に関する情報で、開示することにより当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるものについては、開示しないこととされているところである。

本件個人情報、県立高等学校の入学者選抜における学力検査に係る情報であることから、同号の前段に規定する事務に関する情報に該当することは、疑問の余地のないところである。したがって、同号の後段に該当するかを以下検討する。

本件個人情報には、受検者自らが記載した解答と、設問ごとの解答に対する評価者の評価結果の情報が含まれている。

実施機関が実施した平成10年度滋賀県公立高等学校入学者選抜に係る学力検査については、提示された解答の選択肢のうちから記号等で解答する問題も含まれているが、その多くは記述を求める問題が出題されており、その評価については、必ずしも機械的に処理でき得る性質のものではないものと認められる。

また、実施機関の説明によると、学力検査の採点は、教育委員会の示す基本的な採点基準に沿って、各高等学校ごとに校長が評価または判断の基準を設けて行っており、同じ解答であっても各高等学校で採点基準が異なり、得点が微妙に異なる場合が生ずるとのことである。

これらのことから、学力検査の評価には、評価者による裁量的要素を含んだ評価が入らざるを得ないものであることが認められる。

このような裁量的要素が入り込む評価について、その結果を開示した場合、その結果に重大な関心を持つ受検者が、実施機関の評価とは異なった裁量的評価を持ち、その結果に不満を抱くこともあろうことは、容易に想像できることである。また、裁量を伴う評価結果について、逐一その理解を得るような説明をすることも現実的問題としては困難なことである。したがって、この種の評価結果の開示により、多くの者が不満を持ち、さらには、評価自体の訂正を求めることとなることは十分考えられ、こうしたことは、当該入学者選抜事務自体の社会的な評価の安定性が損なわれたり、県民の信頼が失われるおそれがあるものと考えられる。また、もとより学力検査の評価はその目的に応じて厳正に行われるべきものではあるが、開示される可能性を前提に評価をすることとなると、評価の裁量性を著しく制限されることとなるおそれもあると考えられる。これらのことから、当該事務の適正な執行に著

しい支障の生ずるおそれがあることは否定できないものと認められ、条例第13条第3号の後段に該当するものと判断する。

なお、不服申立人からは、同じ試験で学校によって採点基準が違うことはおかしいとの指摘がなされているが、実施機関での高等学校入学者選抜は、学校単位で選抜が行われていることから、採点基準の細部については、必ずしも各校同じ基準でなくとも、受検者の公平、公正性の確保の上で特に問題はないものと考えられ、この点の指摘には首肯できない。

また、実施機関の説明しているところの、答案用紙の開示が、採点基準を知らせることになり、特定の者に受験準備を有利に行う可能性が生じるから、今後の入学者選抜の公平・公正な実施に支障をきたすおそれがあるという点についても、学力検査の内容や採点基準などは当然毎年差異があることを考えると、首肯しがたいものとする。

ウ 条例第13条第8号の該当性について

実施機関は、本件個人情報については、条例第13条第8号にも該当するとして、4(2)に記載した要旨の理由を説明している。しかしながら、高等学校入学者選抜が、学力検査の結果だけで判断されていないという基本的な事項は、個人情報の不開示によって担保されるべき性質のものでないこと、学力検査の科目別得点や総合得点は既に関示されていること、入学者選抜が学校単位で行われていることは明らかであることなどから考えれば、実施機関のいずれの説明についても、首肯しがたい。

エ 部分開示の可能性について

審議会では、本件個人情報について、開示しない部分とそれ以外の部分とが、容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離して、開示可能な部分があるかどうかについても独自の判断で検討した。しかしながら、解答用紙には、受検者の解答と評価者による評価結果とは、容易に分離できない形式で記載されているものと認められた。また、記号等で解答を求める部分のみの開示の可否も検討したが、紛らわしい表記等についての取扱い等についてなお裁量の入る余地を否定できないものと判断する。

オ その他

異議申立人と実施機関の意見や説明については、高等学校入学者選抜の実施についてのあり方に関わる主張なども相互になされているが、審議会での判断は、アに記載したとおり、条例13条の各号の該当性の有無の見地から開示・不開示を判断すべきものとするので、その判断に直接関わらない相互の主張の適否については、判断するところではない。

よって、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(2) 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
平成10年6月15日	諮問書の受理
平成10年6月30日	実施機関から理由説明書を受理
平成10年7月13日	異議申立人から意見書を受理
平成10年8月5日	実施機関および異議申立人から意見聴取 (第7回審議会)
平成10年9月24日	審議(第8回審議会)
平成10年11月12日	審議(第9回審議会)